

## 大多喜老人福祉センターの指定管理について

夷隅郡市広域市町村圏事務組合大多喜老人福祉センターの指定管理者については、地方自治法の規定に基づき、平成31年第1回夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会定例会において議決され、次のとおり指定しました。

### 1 施設の名称及び所在地

夷隅郡市広域市町村圏事務組合大多喜老人福祉センター

### 2 指定管理者の名称及び所在地

社会福祉法人 大多喜町社会福祉協議会 会長 鵜ノ澤 勝助  
千葉県夷隅郡大多喜町新丁163番地

### 3 指定期間

平成31年4月1日から平成34年3月31日まで